

参考表 リコールに関する経済産業省への報告のルールの変更点(「リコールハンドブック 2019」)

	変更前のルール(リコールハンドブック 2010)		変更後のルール(リコールハンドブック 2019)	
	項目	該当箇所	項目	該当箇所
製品リコール開始の報告書	報告事項 9 項目	109、111 ページ	報告事項 10 項目 報告事項に「本件にかかるリコール保険利用の有無(損保会社名とリコール保険の名称を記述)」を追加	128、131 ページ
製品リコール進捗状況の報告書	リコールの実施状況については、関係行政機関等と調整の上、定期的(例えば1か月ごと)に報告する。報告の頻度については、危害の重篤度等に応じて柔軟な対応をする必要があります。	110、112 ページ	リコールの実施状況については、電子メールで、リコール開始後1年目は3ヶ月毎、2年目以降は6ヶ月毎に報告します。	132 ページ
	「進捗率」(報告する7項目のうち5番目)	110、112 ページ	報告する7項目のうち5番目は、「実施率(残存率を反映した補正実施率を記述する場合は、実施率と補正実施率を併記し、補正実施率の算出に利用した推計モデルの引用先も記述すること。)」に改定された	129、132、133 ページ
製品リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書	(リコールの終了の判断等も報告する必要があります。 リコールの終了判断については、リコール実施率の状況を評価し、設定した実施期間を考慮しながら判断することになりますが、事業者においては、事故の発生する可能性はないと説明できることが必要です。リコールを終了する場合、その判断についても報告します。 リコールの終了判断については、リコール実施率の状況を評価し、設定したリコール実施期間を考慮しながら判断することになりますが、事業者においては、事故の発生する可能性が限りなくゼロに近いと合理的に説明できることが必要です。) リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書の規定はない。	112 ページ	次のような基準を満たした案件について、リコール実施状況の進捗報告を終了とします。 <進捗報告終了の基準>リコール開始からリコール要因による製品事故が発生していない期間が3年以上経過していること。 上記に加え、下記①、②のいずれかの条件を満たしてください。 ① リコール実施率、もしくは市場残存率を反映した補正実施率が90%を超えていること。 ② リコール実施事業者の努力にも関わらず、リコール実施率が頭打ち状態に達し2年間経過していること。 進捗報告終了に際しては、「自己評価報告書」を経済産業省製品安全課に提出し、確認を受けてください。なお、製品寿命が短い、例えば低価格な雑貨や日用品等については、リコール実施期間も相対的に短期間で済むケースも考えられ、製品事故の重篤度も個別案件によって大きく異なることから、進捗報告の頻度や終了は必要に応じて検討しますので、ご相談ください。	133～135 ページ